服装規定

服装は、本校生徒としてふさわしい清楚で品位あるものを着用し、華美なものをさけ、 常に端正で清潔な身だしなみを保つように心がけること。(就職・進学の面接試験に 対応する服装を基本とする)

- **1. 制服**: 購入に際しては、学校が指示する。
 - ●上衣(ブレザー)・スラックス・スカート・・・・学校で採寸した学校指定のもの。* スカート丈は膝頭程度とする。
 - ●シャツ・・・・学校指定のカッターシャツ(水色)を着用し、シャツの裾はスラックスまたはスカートの中に入れること。
 - ●セーター・ベスト・カーディガン・・・・学校指定のもの。
- **2. 防寒着**: 高校生としての自覚をもち、高価・華美でないもの。

上衣(ブレザー)の中には着用しないこと。

- * 登下校時にのみ着用すること。
- * 着用期間については生徒指導課より指示する。
- ※ 原則、室内での着用を禁止する。
- **3. 鞄** : 華美にならないこと。
- 4. 靴 : 通学に適した靴とする(運動靴も可)。
- **5. 靴下** : 自色・黒色・紺色ソックスを原則とする。 ストッキング・タイツは、無地で黒またはベージュ系統とする。
- **6. 頭髪** : 頭髪は、常に清潔に保つこと。 パーマ、 カール、染色、脱色、エクステンション等は禁止する。

7. その他

- ※ 自転車通学の場合、雨天時には雨ガッパを着用し、傘差し運転は禁止する。
- ※ 化粧・タトゥー・カラーコンタクトレンズ・マニキュア・ネイルアート・ネイルチップ・イヤリング・ピアス・指輪・ネックレスなど、学校生活に必要のないものは身につけてはならない。

なお、衣替えは6月 | 日・ | 0月 | 日頃とし、細部については学校が指示する。 この規定は平成 | 8年4月 | 日より施行する。

平成24年4月 | 日一部改定令和5年4月 | 日一部改定

付 則

- ・登下校時は、上衣を着用すること。ただし、衣替えの移行期間については、学校指 定のセーター・ベスト・カーティガンで登校してもよい。
- ・体育以外の授業は制服で受けるものとし、ジャージ着用・女子のスカートの下のジャージは禁止する。
- ・トレーナー・Tシャツ等の着用は、カッターシャツ(水色)の下に下着代わりに着

用する場合のみ認める。

- ・上衣 (ブレザー) の下に、学校指定のベスト・セーター・カーティガン以外のもの を着用してはならない。
- ・校舎内での帽子の着用を禁止する。
- ・制服の改造は厳禁とする。新たに制服(上衣・ズボン・スカート)を購入する場合は、生徒指導課に申し出ること。
- ・式典においては、ネクタイ・リポンを着用すること。